

令和3年度から市と地域協働の管理体制へ 防犯灯の市への移管申請手続きを開始します

令和3年度から町内会などが所有しているLED防犯灯の移管を受けて、市が管理し電気料を負担することにより、地域住民の更なる安全確保と町内会などの負担軽減を図ります。

移管後、町内会などやコミュニティの方には、故障などの連絡や照明を遮る樹木の枝払いなど防犯灯の維持管理に協力していただくことにより、市と地域の協働による新たな防犯灯の管理体制を実現します。

移管予定 令和3年10月

移管の対象となる防犯灯 次の全てに該当する防犯灯

- 町内会、自治会、防犯灯管理組合が所有しているもの
- LEDの照明器具であるもの
- 東電柱、NTT柱または専用柱に設置されているもの
- 専用柱に設置されている場合は、土地所有者から承諾を得ているもの

*なお、専用柱の倒壊及び照明器具の落下のおそれがあるものなどは移管の対象となりません。

移管手続き

「防犯灯の移管手続の書類(*)」の内容を確認し、

【移管スケジュール】

内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月
町内会などから市への移管申請		移管の申請				
市から電力会社への移管手続			移管手続			
町内会などへの移管決定の通知						移管決定通知



移管申請書に記入、必要書類を添付の上、6月30日(木)までに次の①②のどちらかの方法で提出してください。

①交通防犯課に郵送で提出

②お近くの交流センターに持参

*防犯灯の移管手続の書類は、各交流センター、南部支所、十王支所、交通防犯課にあるほか、市のホームページからもダウンロードできます。

問合せ 交通防犯課 内線571

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について
感染対策の一環として、交通防犯課窓口での移管申請はご遠慮ください。

対象年齢を「70歳以上」→「65歳以上」に拡充 急発進制御装置取付の補助をしています



高齢運転者のブレーキとアクセルの踏み間違いによる交通事故を防止するため、高齢者自らが運転する自家用車に、後付けの急発進制御装置を取り付けるための費用の一部を補助します。

対象 日立市に住民登録がある65歳以上(これまで70歳以上)の方で、運転免許証を保有し、自らが所有するか使用している自動車に後付けの「急発進制御装置」を取り付けるかた

補助額 費用の2分の1(上限10,000円) *1回限り

申し込み 急発進制御装置を購入する前に、申請書(交

通防犯課、各支所にあるほか、市のホームページからダウンロードできます)に以下の書類を添付して直接、交通防犯課へ

【申請に必要な書類】

- 運転免許証の写し
- 車検証の写し
- 市税に滞納がないことを明らかにする書類
- 購入・取付の費用が分かる見積書
- 急発進制御装置の機能が確認できる書類

問合せ 交通防犯課 内線515

高齢者おでかけ支援事業

タクシー乗車費の助成と路線バス運賃カードの割引販売

介護予防事業への参加や閉じこもり防止を目的にしたタクシー乗車費の助成と路線バス運賃カード（ICカード）の割引販売を行います。なお、どちらの対象要件にも該当する方は、どちらか選んでお申し込みください。*運転免許証をお持ちの方でも申し込みできます。

①タクシー乗車費の助成

対象 次のいずれかに当てはまる方

- 昭和17年4月1日以前に生まれた方で、市内に住所があり在宅で生活するかた
- 昭和17年4月2日から昭和27年4月1日までに生まれた方で、市内に住所があり、介護保険の要支援1以上の認定（介護予防・生活支援サービス事業対象者を含む）があつて在宅で生活するかた

助成方法 タクシーの乗車1回につき500円（年限度額5,000円）の助成が受けられる助成券を交付

有効期限 来年3月31日(木)

申し込み 5月17日(月)から申請書を直接か郵送で、高齢福祉課へ（申請内容を審査の上、助成券を交付します）

*申請は1人1回まで（代理の方による申請も可能です）。先着2,400人

*郵送による申請を希望される方は、申請書を高齢福祉課または各支所窓口でお受け取りください（市のホームページからもダウンロードできます）。

②路線バス運賃カードの割引販売

対象 昭和27年4月1日以前に生まれた方で市内に住所があるかた

販売価格 11,600円分の路線バス運賃カード（通常販売価格10,000円）を次の価格で販売します。

■昭和17年4月1日以前に生まれた方 = 1,000円
*先着2,000人

■昭和17年4月2日から昭和27年4月1日に生まれた方 = 4,000円 *先着2,000人

*購入は1人1枚まで。

*利用できるバス路線は、旧日立電鉄交通サービス株の運行区間です。

申し込み 5月10日(月)から、下記「路線バス運賃カードの申し込みはがきの書き方」を参照の上、はがきで申し込みください。*利用が決定した方には購入方法などの案内文を郵送します。

路線バス運賃カードの申し込みはがきの書き方（往復はがきではありません）

*応募は1人1回まで。

(表)

317-8601
日立市助川町 1-1-1
日立市役所
高齢福祉課 行

(裏)

①氏名(ふりがな)
②性別
③生年月日
④住所
⑤電話番号

問合せ 高齢福祉課 内線 228

見逃さないで初期症状

認知症の相談窓口をご活用ください

認知症は、何回も同じ話をしたり、日付や時間が分からなくなるなどの初期症状の段階であれば、早期治療と早期対応によって、進行を遅らせたり、良い状態を保って、日常生活を続けることができると言われています。

また、コロナ禍により、外出がしにくかったり、家族以外の方との交流が減ったりすることで、イライラや不安が募り、怒りっぽくなったり、夜中でも外に出て行ってしまったりするなどの症状が出やすくなる場合があります。

市では、認知症の症状がある方を必要な医療や介護につなぐ「認知症初期集中支援チーム」を設置しています。さらに、各地域包括支援センターには、研修を受けた認知症地域支援推進員がいます。

認知症が気になる方、家族のことでお悩みの方は、下記の相談窓口にお気軽にご相談ください。

【地域包括支援センター】

相談窓口	電話番号	担当地区 (小学校区)
福祉の森聖孝園	39-1166	櫛形・山部・中里
サン豊浦	33-8811	豊浦・日高・田尻
神峰の森	33-5512	滑川・宮田
銀砂台	33-6500	仲町・中小路・助川
小咲園	32-7900	会瀬・成沢・諏訪
鮎川さくら館	36-7303	油縄子・大久保・河原子・塙山
金沢弁天園	33-7424	大沼・金沢・水木
成華園	33-7119	大みか・久慈・坂本・東小沢
認知症初期集中支援チーム(高齢福祉課内)	22-3111	全域

問合せ 高齢福祉課 内線 227